

静内水委指示第 7－1 号

うなぎの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 7 年 8 月 29 日

静岡県内水面漁場管理委員会会長 山 本 俊 康

1 採捕を禁止する水産動物

全長13センチメートルを超えるうなぎ（ただし、佐久間湖においては30センチメートルを超えるうなぎ）

2 禁止区域

静岡県内の内水面（漁業法第60条第5項第5号に規定する内水面をいう。）

3 禁止期間

10月1日（浜松市中央区西鴨江町663地先の三つ股橋上流端より上流の新川、旧新川、佐鳴湖の区域については11月1日）から2月末日まで

4 指示の適用除外

次に掲げる場合は、この指示は適用しない。

- (1) 静岡県漁業調整規則（令和2年静岡県規則第61号）第47条第1項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で採捕する場合
- (2) (1)のほか、試験研究又は教育実習のための採捕について静岡県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた場合

5 承認証の交付

委員会は、上記4 (2)における採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付するものとする。

6 条件

(1) 承認証の携帯

承認を受けた者は、うなぎを採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。

(2) 承認の取消

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

(3) 譲渡又は販売の禁止

承認を受けた者は、採捕したうなぎを譲渡又は販売してはならない。

(4) 採捕報告書の提出

承認を受けた者は、採捕の結果について別に定める様式により、採捕期間終了後1月以内に委員会に報告しなければならない。

(5) その他の条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に条件を付することができる。

7 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、別記「うなぎ採捕承認事務取扱要領」による。

8 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和7年10月1日から令和9年9月30日までとする。

別記

うなぎ採捕承認事務取扱要領

第1 承認対象者の範囲

委員会指示の4②に規定する試験研究の用に供しようとする者の範囲は、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校若しくはこれらに準ずる機関又はこれらの機関の委託を受けた者とする。

第2 承認の申請

うなぎの採捕の承認（以下「採捕の承認」という。）を受けようとする者は、うなぎ採捕承認申請書（様式第1号）を、次に掲げる書類を添えて静岡県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 申請理由書
- (2) 事業計画書
- (3) 傭船の場合は船舶使用承諾書（印鑑証明書添付）
- (4) 漁具図
- (5) 漁業権漁場内において採捕する場合は、漁業権者の同意書
- (6) その他委員会が必要と認める書類

第3 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、うなぎ採捕承認証（以下「承認証」という。）（様式第2号）を申請者に交付する。

第4 承認証の書換え

承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、速やかにうなぎ採捕承認内容変更承認申請書（様式第3号）に承認証を添えて委員会に提出すること。

第5 承認証の再交付

承認を受けた者は、承認証を亡失し又はき損したときは、速やかにうなぎ採捕承認証再交付申請書（様式第4号）を委員会に提出し、承認証の再交付を受けること。

第6 承認証の返納

承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に承認証を委員会に返納しなければならない。

第7 採捕報告書

委員会指示の6④に規定する採捕報告書の様式は様式第5号のとおりとする。

うなぎ採捕承認申請書

年 月 日

静岡県内水面漁場管理委員会会長 様

住 所

氏 名（名 称）㊟

下記によりうなぎ採捕の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 採捕目的
- 2 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 採捕区域
- 4 採捕しようとする数量
- 5 採捕方法
- 6 使用船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号又は船舶番号
 - (3) 総トン数又は船舶の長さ
 - (4) 馬力数
 - (5) 船舶所有者
- 7 採捕従事者

備考

「7 採捕従事者」には、採捕従事者の住所、氏名及び生年月日を記載すること。

うなぎ採捕承認証		静内認第	号
住 所			
氏 名（名 称）			
1	採捕期間	年 月 日から	年 月 日まで
2	採捕区域		
3	採捕しようとする数量		
4	採捕方法		
5	使用船舶		
	(1) 船名		
	(2) 漁船登録番号又は船舶番号		
	(3) 総トン数又は船舶の長さ		
	(4) 馬力数		
6	条件		
7	採捕従事者		
上記のとおり承認する。			
年 月 日			
静岡県内水面漁場管理委員会			
会 長 氏 名 印			

うなぎ採捕承認内容変更承認申請書

年 月 日

静岡県内水面漁場管理委員会会長 様

住 所

氏 名（名 称）㊟

下記によりうなぎ採捕承認の内容変更について承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 承 認 番 号 静内認第 号
- 2 承 認 年 月 日 年 月 日
- 3 変更しようとする事項

現在の承認内容	変更しようとする内容

- 4 変更しようとする理由

うなぎ採捕承認証再交付申請書

年 月 日

静岡県内水面漁場管理委員会会長 様

住 所

氏 名（名 称）㊟

うなぎ採捕承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承 認 番 号 静内認第 号
- 2 承 認 年 月 日 年 月 日
- 3 亡失（き損）の理由

うなぎ採捕報告書

年 月 日

静岡県内水面漁場管理委員会会長 様

住 所

氏 名（名 称） ㊞

下記のとおり報告します。

記

年月日	場所	数量
		個体 kg
		個体 kg
		個体 kg

以上

注）うなぎ採捕報告書の数量は個体数と重量を記すこと。